

## 資料1－3 新・生物多様性国家戦略策定後の動向

# 新・生物多様性国家戦略策定後の生物多様性に関わる動向

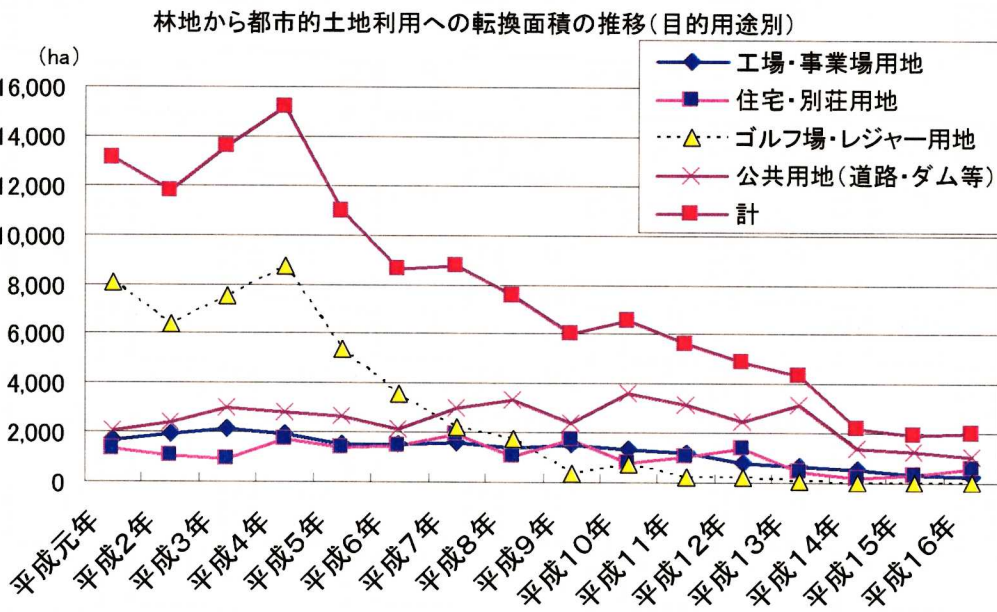
## 第1の危機（人間活動に伴う負の影響）

### 新・国家戦略策定時の認識

- ・開発や乱獲など人間活動に伴う負のインパクトによる生物や生態系への影響。
- ・生息・生育環境の破壊や悪化、乱獲・盗掘等により、多くの種が絶滅の危機。
- ・湿地生態系の消失が進行。島嶼や山岳部など脆弱な生態系に種々の影響。

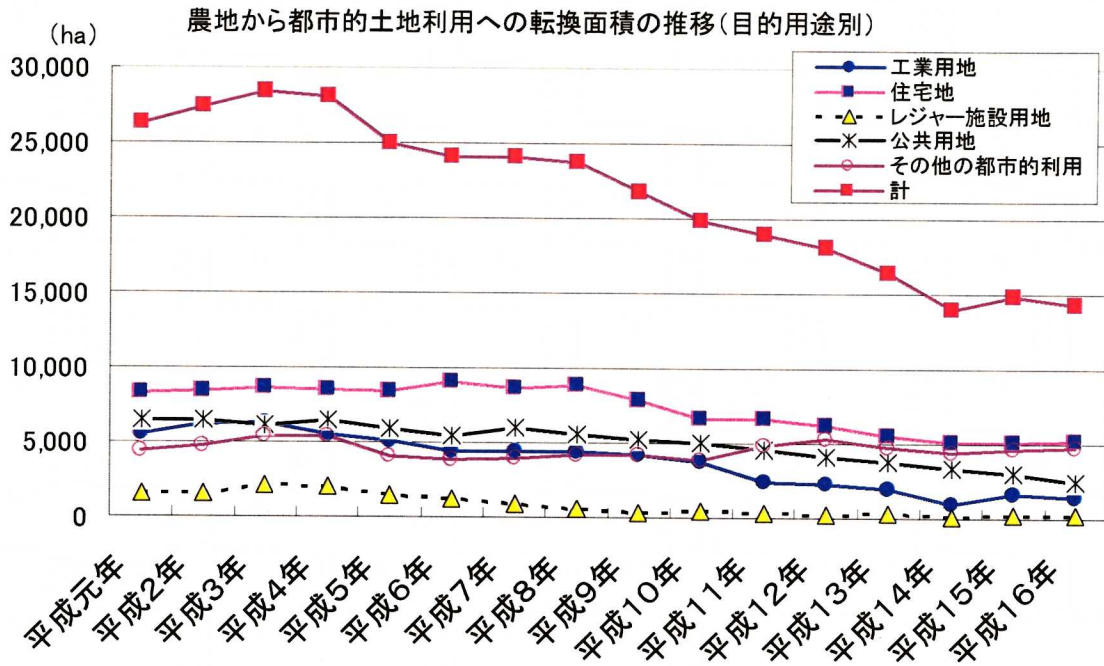
### 新・国家戦略後の状況

- ・「林地から都市的利用への土地利用転換面積」が、平成13年までの5年間の平均（年5000 ha程度）から2000 ha程度へ減少したものの、平成14年以降は横ばいで推移。



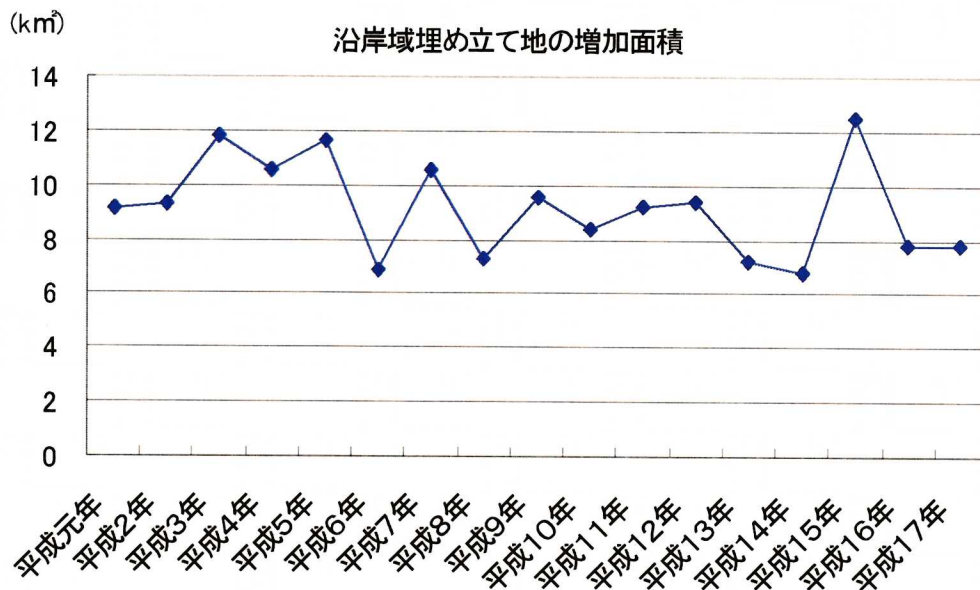
出典：土地白書

・宅地への転換が多くを占める「農地から都市的利用への土地利用転換面積」も、平成13年までの減少傾向から平成14年以降は横ばいで推移（年間1万5000 ha程度）。



出典：土地白書

・沿岸域の埋め立て面積は、近年ほぼ横ばいで推移（年間800 ha程度）。



出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

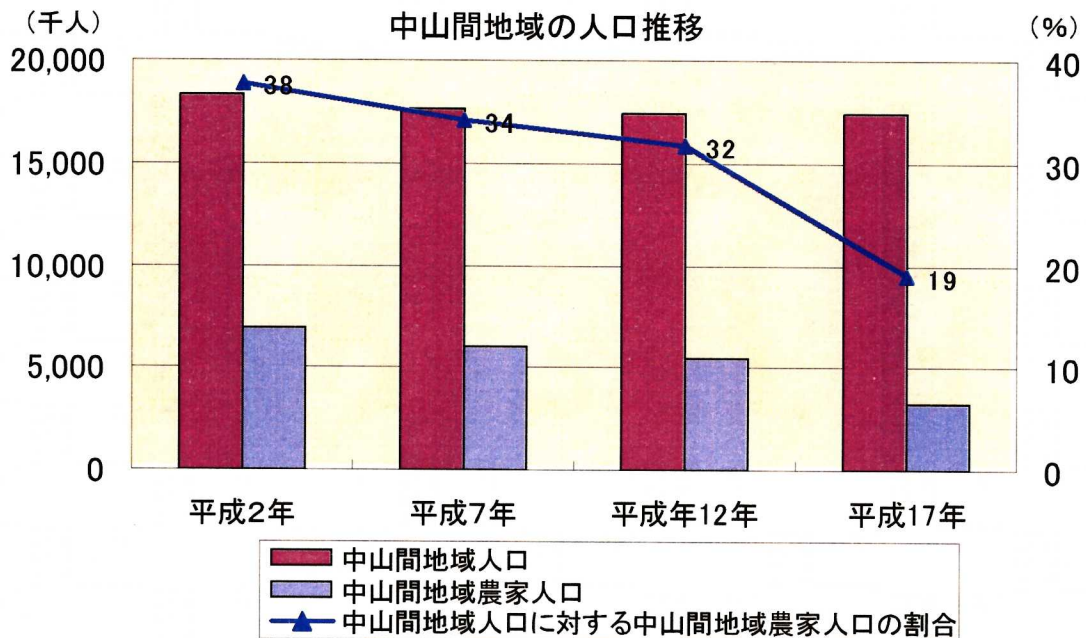
## 第2の危機（人為の働きかけの縮小後退）

### 新・国家戦略策定時の認識

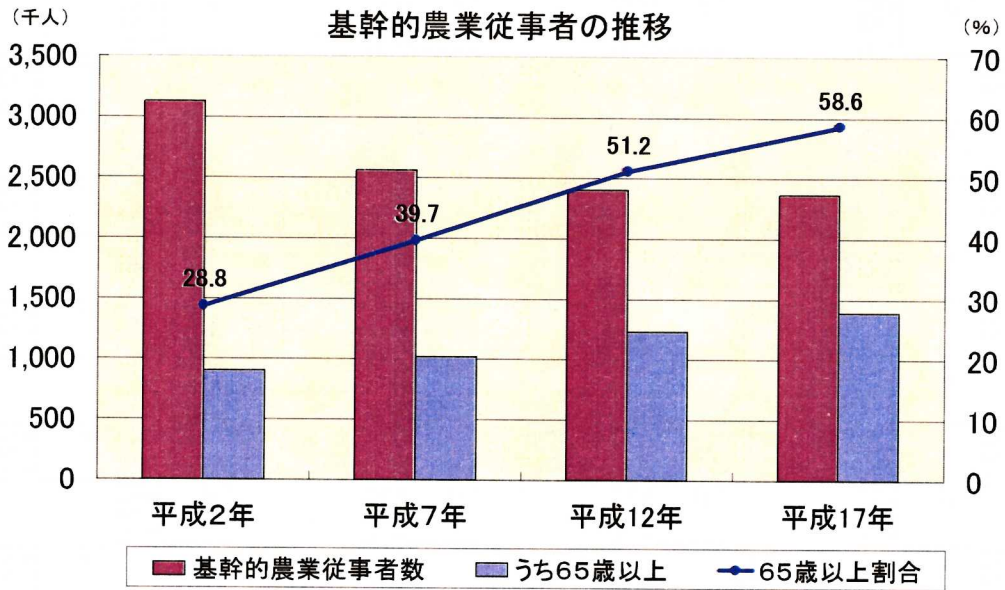
- ・特に里地里山地域における人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響。
- ・経済的価値減少の結果、二次林や二次草原が放置。耕作放棄地も拡大。
- ・人工的整備の拡大も重なり、人為の働きかけにより維持されてきた里地里山生態系の質の劣化が進行、中大型哺乳類の生息域が拡大、特有の動植物が消失。

### 新・国家戦略後の状況

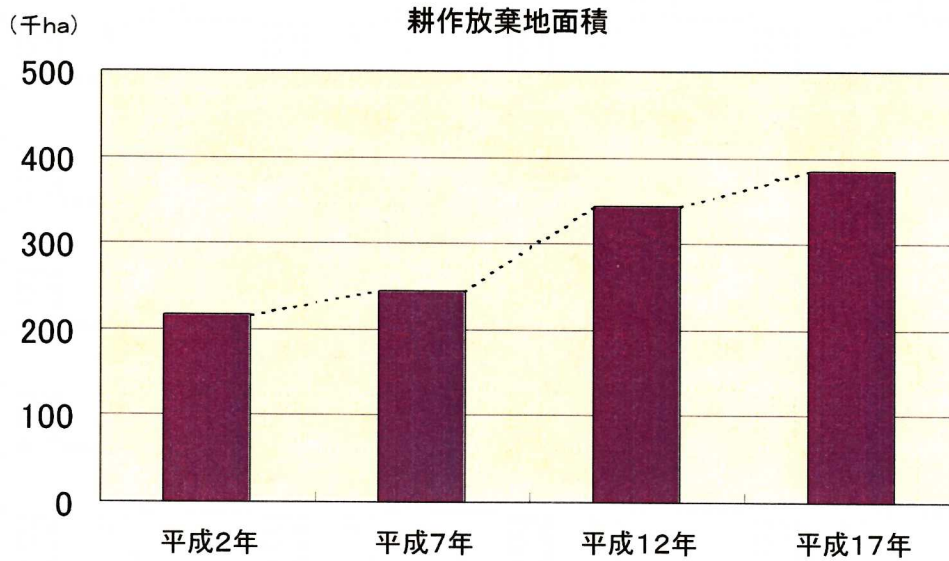
- ・里地里山の維持管理を担う中山間地域については、人口はほぼ横ばいであるが、農家人口は552万人(H12)が329万人(H17)へと大きく減少。その結果、中山間地域における農家人口の割合は19%に低下。



- ・ 基幹的農業従事者（普段農業に従事している人）は、240万人(H12)から237万人(H17)と微減にとどまっているが、65歳以上の割合が59%となり一層の高齢化が進行。



- ・ 耕作放棄地が増大し、平成17年には39万haとなり、平成12年から4万ha増加。



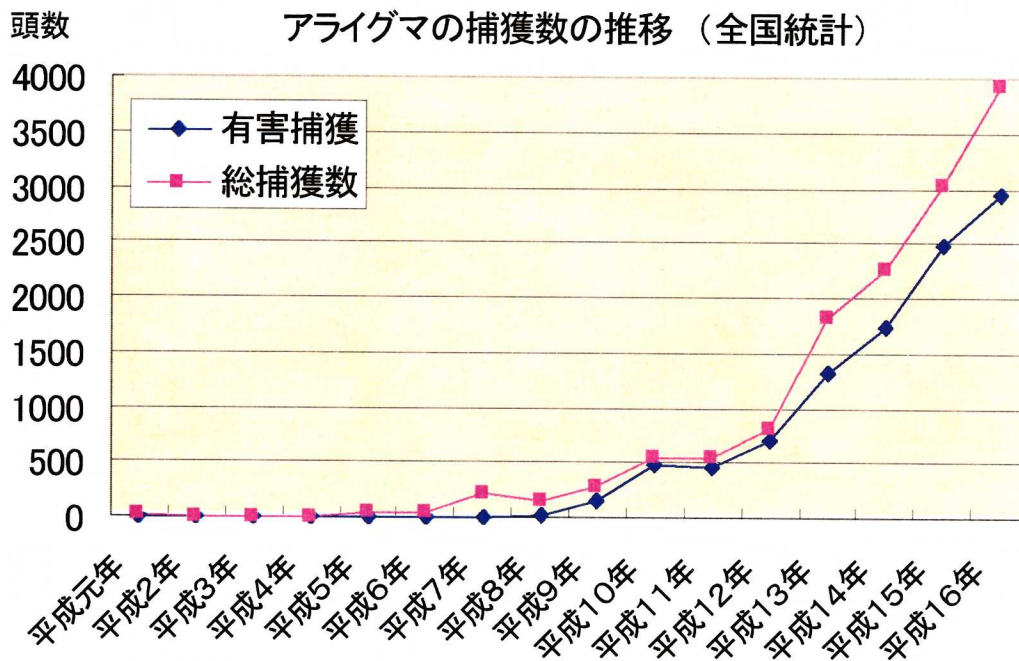
### 第3の危機（外来生物等による生態系の攪乱）

#### 新・国家戦略策定時の認識

- ・ 移入種等人為によって外部から持ち込まれることによる生態系の攪乱。
- ・ 国外又は国内の他地域から様々な生物種が移入。在来種の捕食、交雑、環境攪乱等の影響が発生。
- ・ 化学物質による生態系影響のおそれ。

#### 新・国家戦略後の状況

- ・ 有害鳥獣捕獲をはじめとする全国におけるアライグマの捕獲数が、平成16年に4000頭弱まで増加（H14～H16の3ヶ年の対前年増加率は平均31%）。



出典：環境省「鳥獣統計」

- ・奄美大島においては、平成14年以降も年2500頭程度のジャワマンゴースの駆除を行っているが、その生息域は拡大する傾向にあり、アマミノクロウサギなど在来生物の生息への脅威が拡大。

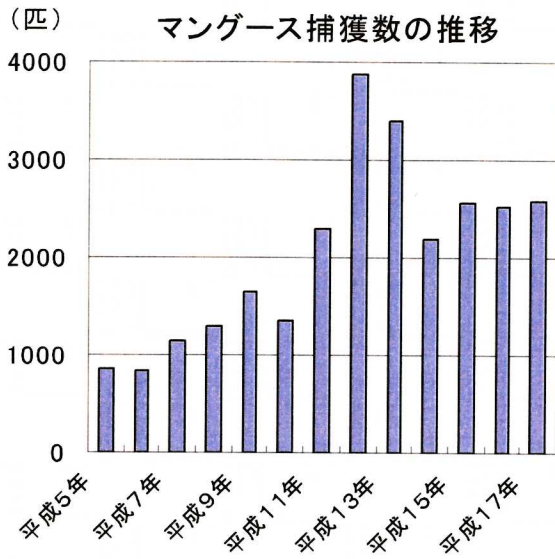


図. 奄美大島におけるジャワマンゴースの分布拡大(定着1979～2005年度末)

出典：環境省業務資料

## 新・生物多様性国家戦略の主要テーマ別の主な施策の動き

### 1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

(重要地域の保全)

- ・自然公園法改正（生物多様性の確保の責務、利用調整地区制度、指定動物制度等）（H14）  
→利用調整地区の第1号指定に向け作業中（H18）  
→国立・国定公園において9種の指定動物指定（H18）
- ・国立公園の拡張（約8千ha、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域約3千ha等）
- ・国指定鳥獣保護区の指定（和白干潟、蕪栗沼等12箇所指定し66箇所（H18.3）に、約4万ha増加）
- ・国有林野の保護林設定（30箇所設定し851箇所（H18.3）に、約13万ha増加）

(生態的ネットワークの形成)

- ・農林水産省、国土交通省及び環境省が連携し、生態的ネットワーク形成のための調査実施（H16,H17）
- ・国土形成計画の検討（「エコロジカル・ネットワークの形成を積極的に実現していくことが必要」（国土審議会・専門委員会中間取りまとめ H18.6））
- ・国有林野における緑の回廊の設定（9箇所設定し22箇所（H18.3）に、約13万ha増加）

### 2. 里地里山の保全と持続可能な利用

- ・自然公園法改正（風景地保護協定等）（H14）  
→第1号の協定締結（阿蘇）（H16）
- ・市民の参画を得た森林整備等に対する助成、協定によるNPO等の里山林等の整備を実施（林野庁）（H15～）
- ・文化財保護法改正（H16）、文化的景観保護推進事業等による農林水産業に関連する文化的景観の保護（H16～）  
→重要文化的景観指定（近江八幡）（一関本寺）（H18）
- ・里地里山保全・再生モデル事業による地域の体制づくり（環境省）（H16～）
- ・田園自然環境保全整備事業等により水田魚道、ビオトープなど生態系等に配慮した事業を支援（農林水産省）（H16～）
- ・都市緑地保全法を都市緑地法に改正（H16）、緑地環境総合支援事業により都市公園及び都市緑地保全事業等の一体的な実施を支援（H16～）
- ・埼玉県のかぬぎ山（H16）等において自然再生協議会設立



### 3. 湿原・干潟等湿地の保全

- ・釧路湿原(H15)等において自然再生協議会設立
- ・自然環境保全基礎調査において干潟藻場における生物相の調査を実施(H14～)
- ・国指定鳥獣保護区の指定(再掲)、ラムサール条約湿地を登録(22箇所登録し33箇所(H18.3)に)
- ・ウミガメ産卵地を国立・国定公園の車馬乗入れ規制地区に指定(6地区追加し15地区(H18.7)に)

### 4. 自然の再生・修復

- ・自然再生推進法制定(H14)  
→自然再生基本方針決定(H15)、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議を開催(H15～)
- ・自然再生協議会、全国18箇所で設立(H15～H18)。1000人以上の多様な主体が参画
- ・関係各省(補助事業含む)が155箇所(H17.3)で自然再生の調査・事業を実施
- ・「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国に周知(国土交通省)(H17)

### 5. 野生生物の保護管理

(種の絶滅の回避)

- ・レッドリスト見直し作業を実施(H15～)
- ・国内希少野生動植物種の指定(16種追加し73種(H18.3)に)
- ・生息地等保護区の指定(2地区追加し9地区(H18.3)に)
- ・保護増殖事業計画の策定(17種策定し38種(H18.8)に)
- ・日本産トキの最後の個体が死亡(H15)。日中共同トキ保護計画が決定(H15)され、繁殖個体の野生復帰に向けた取組を実施(H16～)
- ・コウノトリの試験放鳥を実施(兵庫県)(H17)

(猛禽類保護への対応)

- ・総合的な保護指針の策定に向けた調査等(イヌワシ、クマタカ、オオタカ)(H15～)
- ・人工衛星の利用による渡り経路等の調査(サシバ、ハチクマ)(H15～)
- ・人工林の帯状伐採による採餌空間確保等の取組(林野庁)(H16～)

(海棲動物の保護と管理)

- ・鳥獣保護法改正(アザラシ類、ジュゴンを法の対象に)(H14)
- ・生息状況等に関する調査(アザラシ類、ジュゴン)(H15～)
- ・「モニタリングサイト1000」により試行調査(海鳥、ウミガメ類)(H16～)
- ・ウミガメ産卵地を国立・国定公園の車馬乗入れ規制地区に指定(再掲)

(野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立)

- ・鳥獣保護法改正(捕獲鳥獣の放置禁止等)(H14)、(狩猟免許区分見直し、鳥獣保護区における保全事業制度等)(H18)
- ・カワウ保護管理計画技術マニュアル策定(H16)
- ・特定鳥獣保護管理計画の策定(48計画策定し79計画(H18.3)に)

(移入種(外来種)問題への対応)

- ・外来生物法制定(H16)
  - 特定外来生物被害防止基本方針決定(H16)
  - 特定外来生物を80種類指定(H17,H18)
  - 防除の指針を作成・公表(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル)(H17)
- ・防除モデル事業を実施(アライグマ、オオクチバス等)(H16)
- ・飼いネコを対象としたモデル事業実施(やんばる地域:マイクロチップ)(H16)
- ・動物愛護管理法改正(外来生物を含む危険動物の管理の徹底等)(H17)
- ・自然公園法施行令等改正(国立・国定公園の特別保護地区等における動植物の放出規制)(H17)

## 6. 自然環境データの整備

(生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進)

- ・国立環境研究所が中心となり世界分類学イニシアティブ(GTI)の取組を通じて分類学情報を公開(~H16)

(自然環境保全基礎調査の質的転換)

- ・「モニタリングサイト1000」開始(現在618サイト設定)(H15~)
- ・25,000分の1の植生図について作成継続(全国の12%で作成し32%(H18.3)に)
- ・自然環境保全基礎調査において干潟藻場における生物相の調査を実施(H14~)(再掲)
- ・環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査データの相互利用について技術的可能性を確認(H16,H17)

(情報の共有と公開)

- ・生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))専用のサイトを開設(H16)

## 7. 効果的な保全手法等

(効果的保全のための様々な手法の活用、環境アセスメントの充実)

- ・戦略的環境アセスメントについて東京都(H14)等で制度化。
- ・レッドリスト見直し作業を実施(H15~)(再掲)

- ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律制定 (H15)
- ・「農林水産環境政策の基本方針」決定（農林水産省）(H15)、「国土交通省環境行動計画」策定（国土交通省）(H16)

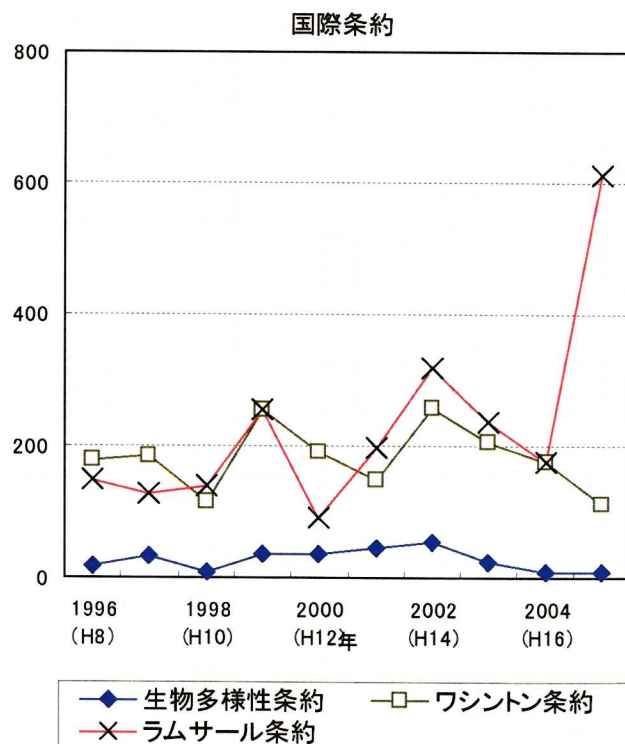
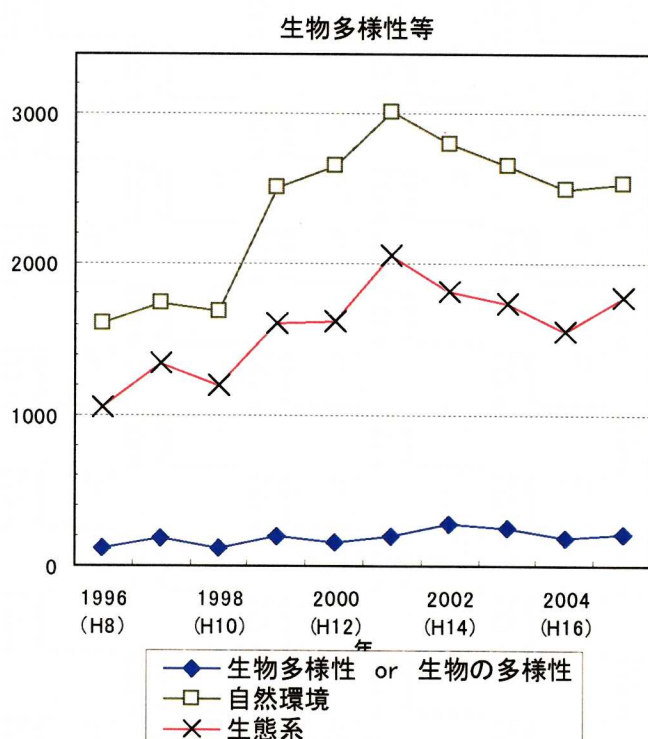
(国際的取組)

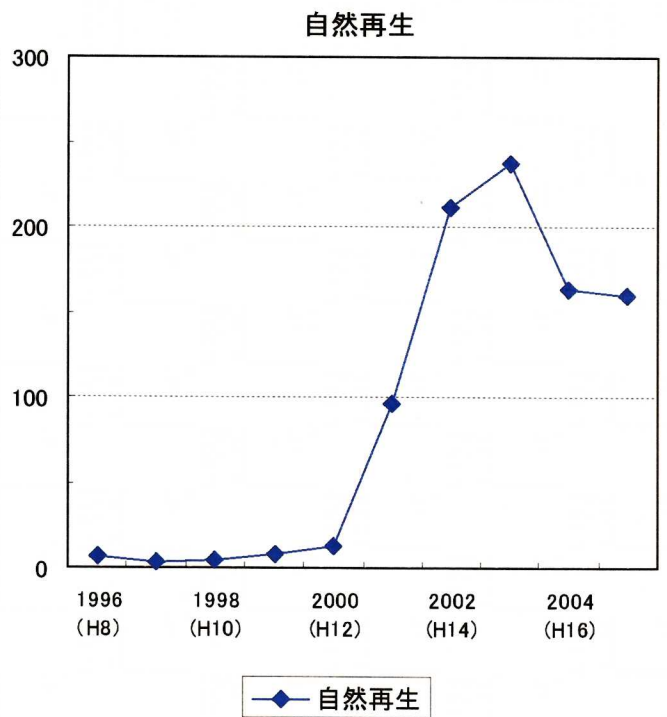
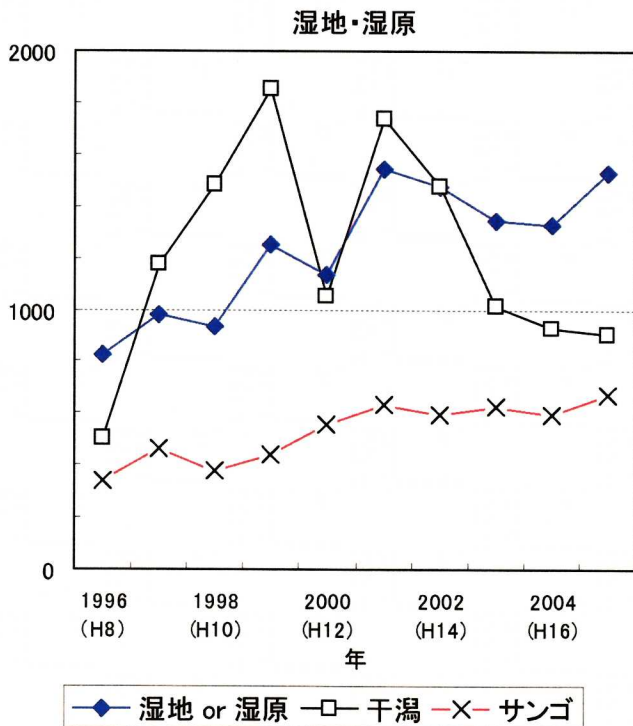
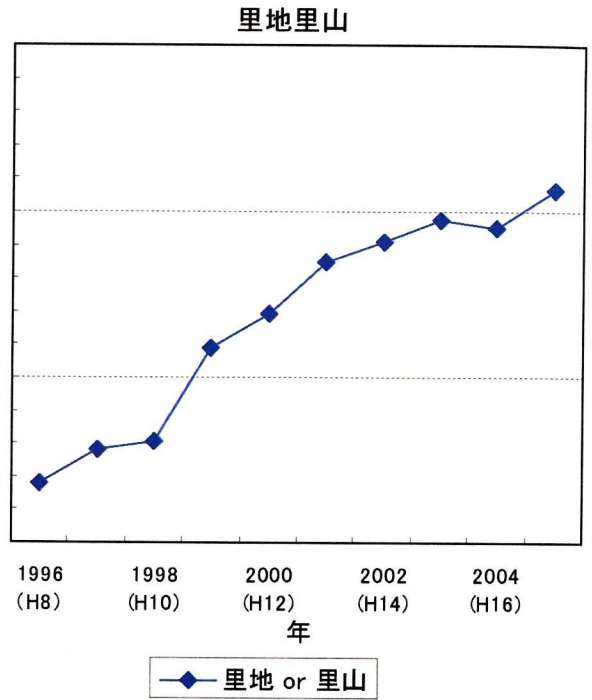
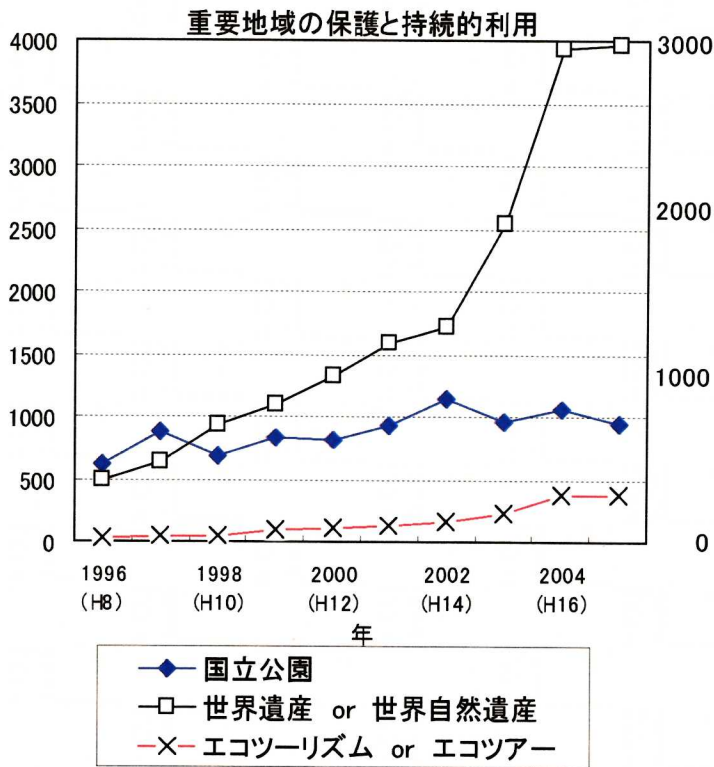
- ・カルタヘナ議定書締結(H15)
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)制定(H15)
- ・「日インドネシア違法伐採対策協力共同発表及び行動計画」への署名等2国間協力による木材生産国への支援(H15)や政府調達の対象を合法性等が証明された木材とする取組(H18)
- ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の国内データベース拠点を大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に設置(H16～)
- ・国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局をパラオ共和国と共同で運営(H17.7～)
- ・アメリカ、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施
- ・第Ⅱ期アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地ネットワーク活動を推進
- ・インドネシア「グヌンハリムンサラク国立公園管理計画」技術協力プロジェクト等の各種プロジェクトや自然環境保全に関する各種研修を実施

## 新聞記事検索にみる生物多様性に関する動向

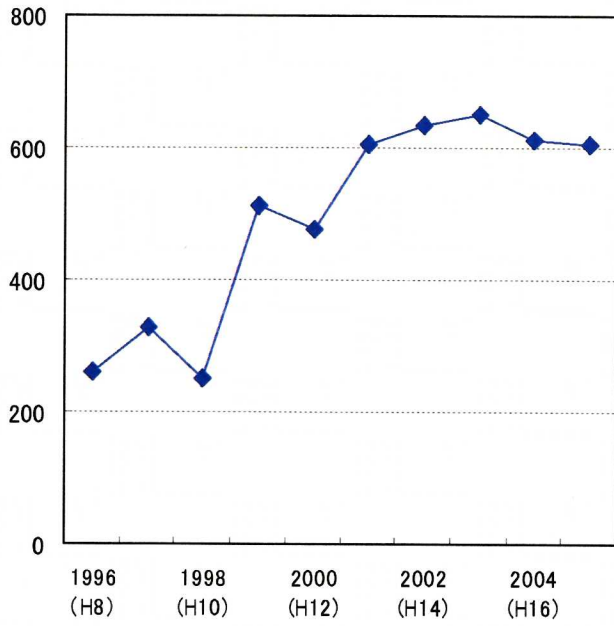
最近5年間(予備的に最近 10 年間)の新聞記事を対象に、生物多様性に関するキーワードを設定して検索件数の推移を調べた。

- ・検索の対象は、3全国紙(朝日新聞、毎日新聞、読売新聞)とした。
- ・検索の期間は、1996年(平成8年)から2005年(平成17年)の10年間とした。
- ・生物多様性に関する21のキーワードを設定し、記事本文中あるいは見出中に当該キーワードが含まれる件数を検索した。
- ・キーワードは次のとおり。
  - 1)生物多様性 or 生物の多様性、2)自然環境、3)生態系、4)生物多様性条約、5)ラムサール条約、6)ワシントン条約、7)国立公園、8)世界遺産 or 世界自然遺産、9)エコツアー or エコツーリズム、10)里地 or 里山、11)湿地 or 湿原、12)自然再生、13)レッドデータブック、14)渡り鳥、15)ジュゴン、16)ウミガメ、17)シカ and 被害、18)クマ and 被害、19)イノシシ and 被害、20)サル and 被害、21)外来生物 or 外来種 or 移入種



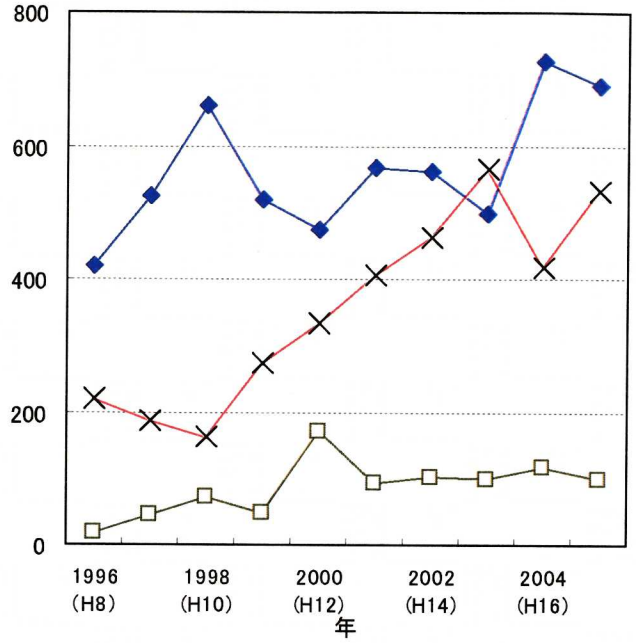


レッドデータブック



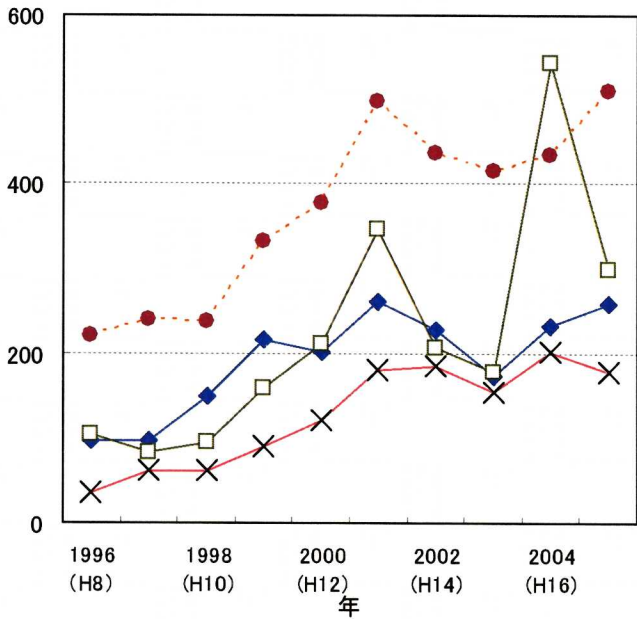
◆ レッドデータブック

海棲/移動性動物



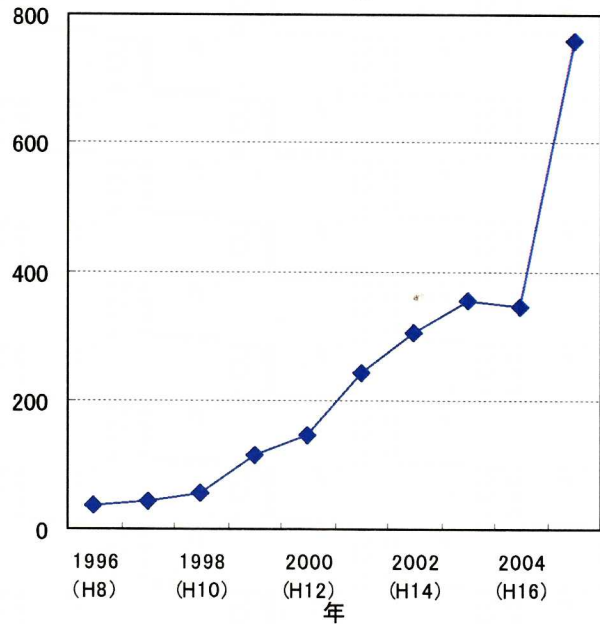
◆ 渡り鳥 □ ジュゴン × ウミガメ

鳥獣被害



◆ シカ and 被害 □ クマ and 被害  
× イノシシ and 被害 ● サル and 被害

外来生物



◆ 外来種 or 移入種 or 外来生物